

院外処方箋における問合せに関する合意書

医療法人社団武蔵野会TMGあさか医療センター（以下「甲」という。）と一般社団法人朝霞地区薬剤師会（以下「乙」という。）は、薬剤師法第23条及び24条の取扱いについて、以下のとおり合意した。

（遵守事項）

- 第1条 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 2 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 3 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 4 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。
- 5 処方変更に係る医師への情報提供は、原則お薬手帳を利用することとし、次回受診時に患者から医師に直接見せるよう指導する。また、内容によっては、トレーシングレポートをFAXすることとする。

（問合せ）

第2条乙に所属する医師が発行した処方箋にかかる問合せについては、別表の取扱いにより運用するものとする。

（附則）

第3条本合意書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記事項の合意を証するため、本合意書を2通作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 4 年 4 月 28 日

(甲) 埼玉県朝霞市溝沼1340-1
医療法人社団武蔵野会TMGあさか医療センター
院長 飯田 惣 授

(乙) 埼玉県朝霞市西弁財1丁目10-21
一般社団法人朝霞地区薬剤師会
会長 畑中 典子

別表 2

処方元の医療機関の各種お問い合わせ窓口

①受付時間

平日 9時から午後 5時

②処方内容に関すること（診療、調剤に関する疑義・質疑など）

048-466-2055（代表） 各診療科・処方医

③保険者番号に関すること（保険者番号など）

048-466-2055（代表） 医事課外来

④本合意書に関すること

048-466-2055（代表） 薬剤部

⑤トレーシングレポート等のFAX

048-466-2059（代表FAX）